

生涯学習社会のなかでの社会教育のあり方

## 提 言

平成19年 7 月 6 日

第16期

東村山市社会教育委員会議

## 目 次

要 諦	1
<b>I 課題の背景と生涯学習の目指す方向</b>	3
1 課題（1）の背景	3
2 生涯学習と社会教育に関する基本的考え	3
3 自他共に豊かになるための社会教育	4
4 中期基本計画（平成13年～17年）の施策と評価	4
<b>II 生涯学習推進のための組織及び学習内容について</b>	6
1 東村山市の社会教育の変遷	6
2 変遷を通して見える現在の社会教育が抱えている課題	6
<b>III 『地域課題』に焦点化した生涯学習の推進</b>	8
1 今後の社会教育の基本的な立場	8
2 行政がかかわる生涯学習のなかでの社会教育	8
3 予想される成果	9
4 予想される課題	10
<b>IV 地域の要請や課題を解決するための生涯学習と地域課題と 関連を図った学習体系</b>	11
1 地域課題と市民の学習ニーズ	11
2 当面する地域課題	12
《国際的課題とのかかわりのなかで生じた地域課題》	12
《市民的課題とのかかわりのなかで生じた地域課題》	13
《家庭的課題とのかかわりのなかで生じた地域課題》	16
《家庭・地域・国際を加味した地域課題》	19
<b>V 今後の社会教育の方向性</b>	20
<b>VI 社会教育関係者にかかわる行政の望ましい組織のあり方</b>	22
別表1	23
東村山市社会教育委員会議審議経過	25
第16期東村山市社会教育委員会議委員名簿	27

## (要 諦)

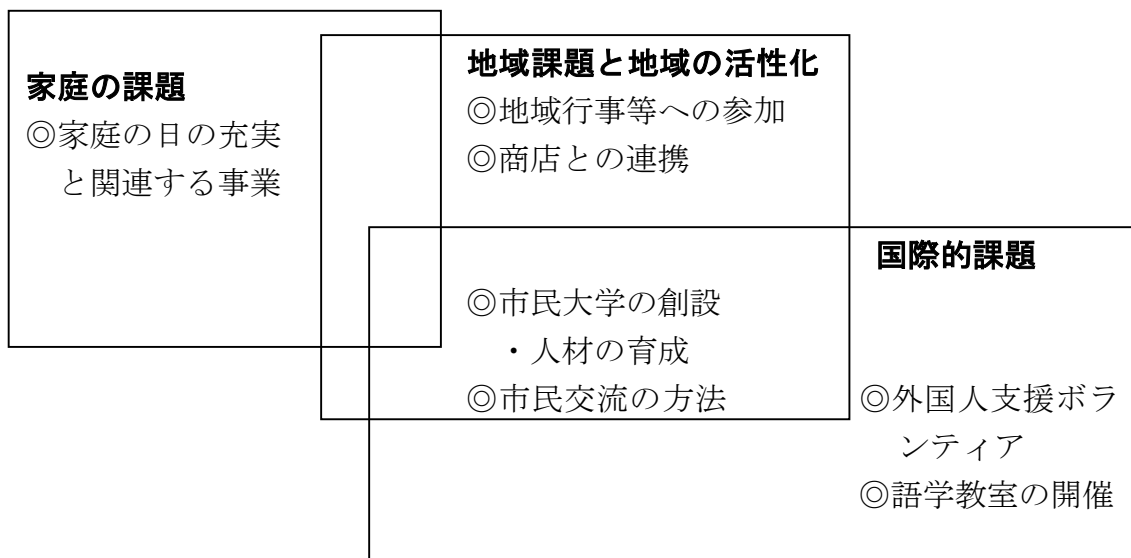
### テーマ 「生涯学習社会のなかでの社会教育のあり方」

#### 課 題

- (1) 後期基本計画に基づき、生涯学習活動の基本となる考え方、方向性の提言
- (2) 生涯学習を円滑に進めるための社会教育関係にかかわる行政の望ましい組織のあり方

- 1 「生涯学習社会のなかでの社会教育」の姿を明らかにするため、生涯学習と社会教育の果たす役割を整理した。生涯学習は、「学びについての理念」であり、社会教育は「その理念を実現するための実践的な営み」である。この視点に立って、社会教育のあり方を考えていくことが重要である。
- 2 本市の社会教育が目指す姿を《自他共に豊かになるための社会教育》とした。このことによって、社会教育が取り組むべき課題が「地域の課題」に集約できた。学習を通して、地域が活性化し「第4の領域」が形成されることになる。地域づくりに貢献できる社会教育を試行していく。
- 3 《行政がかかわる生涯学習のなかでの社会教育》の役割を探った。原則的には、個人の興味関心の充足のための学習は、民間の教育機関等に委ねることにした。行政が主体となって進める事業としては、東村山市の条例・規則等に規定されたものやこれに準拠するもの、または、行政でなければできないものとした。
- 4 現代的課題のなかで、国際、地域、家庭に視点をあて、それぞれが地域とどうかかわって地域課題を構成しているか、そのとき社会教育はいかに対応すべきかを考察した。

## 《家庭・地域・国際を加味した地域課題への対応》



ここでは、家庭の日を中心にした家庭教育の充実を重視し、家庭教育を充実、支援する社会教育を志向する。家庭と地域が連携することによって、地域が活性化され、地域の教育力も育成される。また、地域の人材育成のため「市民大学」を立ち上げる。このことを通して、ボランティアやコーディネーター等を育成する。また、国際と地域のかかわりでは、外国人と日本人の相互交流の場を設けるようにする。

### 5 「社会教育関係にかかわる行政の望ましい組織のあり方」

- (1) 社会教育所管の現行の事業を見直し、スリム化する。他方、今後の社会教育の充実のため、調査・研究する組織を設置する必要がある。社会教育所管は、現行のイベント推進等ハード面の仕事内容から、新しい社会教育の創出等ソフト面を重視した事業内容へと仕事内容を変革していくことが重要になる。
- (2) 複雑に絡み合っている現代的課題（福祉・健康、国際、情報、環境等）に対応するため、社会教育所管組織の再編を検討する。また、社会教育委員会、図書館協議会、公民館運営審議会等、各種委員会の在り方について再編成を検討する。
- (3) 職員の適正配置を検討する必要がある。

## テーマ 「生涯学習社会のなかでの社会教育のあり方」

### 課 題

- (1) 後期基本計画に基づき、生涯学習活動の基本となる考え方、方向性の提言
- (2) 生涯学習を円滑に進めるための社会教育関係にかかわる行政の望ましい組織のあり方

## I 課題の背景と生涯学習の目指す方向

### 1 課題(1)の背景

社会教育法によると、社会教育は「主として青少年及び成人に対しての組織的な教育活動」(2条)である。この活動を推進するため「自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境の醸成」(3条)をし、「当該地方の必要に応じ、(中略)事務を行う」(5条)と定められている。

即ち、各地方自治体には、「①個々人の学習欲求に対して、『いつでも、どこでも、だれでも』に対応できる学習の援助体制を整備・充実する。②市民の学習ニーズに配慮しながら、地域独自の教育機能集団を組織し、地域社会の教育機能を高めていく。」ことが求められている。

他方、東村山市総合計画後期基本計画、第5次実施計画の基本目標3のⅡでは「生涯学び続けられるまち」として「生涯学習の推進」を掲げている。

ここでは、市民の多様な学習ニーズに対するメニューの提供と生涯学習環境の充実が強調されている。

また、Ⅲでは、「市民文化を育むまち」として「歴史と文化の振興」が取り上げられ、生涯学習における文化財の継承及び有効活用さらに市民文化の振興が述べられている。

まず、テーマに応えるため、生涯学習と社会教育の関係を本社会教育委員の会議では、以下の通り考えた。

※ 「東村山市総合計画」は東村山市ホームページに掲載

### 2 生涯学習と社会教育に関する基本的考え

- ① 生涯学習は、学びについての理念であり、社会教育は営為的で実践的な営みである。生涯学習は、社会教育、学校教育、家庭教育等において具現化される。
- ② 社会教育は教育の領域に基づく概念であるが、生涯学習は、時間軸に基づく概念である。
- ③ 生涯学習体制は、社会教育を包含している。  
社会教育は生涯教育(生涯学習)の下位に位置する概念である。
- ④ 生涯学習および社会教育は自己教育を基盤にしている。学習者の主体的活動である。

- ⑤ 社会教育は地域を中心とした相互学習を基本にしている、教育事業である。  
《参考文献：「生涯学習と社会教育の行方」佐藤晴雄 著 成文堂より抜粋》

生涯学習は、人間が生涯にわたっていかに学習するかの理念、目標である。それに対し、社会教育は、その理念、目標を達成するための教育的営みであると捉えることができる。したがって、具体的な教育的事業は、社会教育が担当することが適切である。

### 3 自他共に豊かになるための社会教育

基本目標3「明日を拓く豊かな心と創造力を育てるまち」は、「自他共に豊かになる社会の形成」を目指したものにほかならない。生涯学習の視点から基本目標3を捉えなおすと、学びは、学習者の自己充実、自己実現を図り、学習者個々人を豊かにするとともに学習者の周り（地域）をも豊かにするものでなければならない。すなわち、生涯学習のねらいは、『自他共に豊かになるための学習』でなければならないということになる。ここに地域と結びついた学習が必要になる。そこで、社会教育が担当する事業として、「地域社会からの要請、課題」と関連させた生涯学習が重要になる。

以上のことをまとめると、「①自他共に豊かになるための社会教育を基本理念とする。②生涯学習社会のなかでの社会教育を地域の様々な要請や課題を解決するための生涯学習、地域課題と関連を図った学習体系と捉える。③地域社会の課題に取り組む社会教育を推進する。」ことになる。

### 4 中期基本計画（平成13年～17年）の施策と評価

中期基本計画では、これらの基本目標を達成するため次のように「施策の方向」を定めていた。

#### 【生涯学び続けられるまち】

##### (1) 生涯学習の推進

###### ① 生涯学習推進体制の整備

- ・ 生涯学習推進組織を設置
- ・ 人材バンク事業の充実と「(仮称) 出前講座」の実施
- ・ 市民の学習機会を拡げ、学習効果を地域に活かせるようにする。

##### (2) 社会教育活動の推進

###### ② 図書館事業の充実

###### ③ 公民館事業の充実

###### ④ 市民文化活動の支援

##### (3) 地域活動の拠点づくり

###### ⑤ 社会教育施設の整備・充実

- ・ 図書館・公民館等の社会施設について、生涯学習の施設として新しいニー

ズに応えるための整備

⑥ 地域の学習拠点の整備

・地域公共施設の活用や学校施設のコミュニティ開放の推進

【市民文化を育むまち】

(1) 歴史と文化の拠点整備

① 東村山ふるさと歴史館の整備・充実

② 文化財めぐりコース整備

(2) 歴史と文化の継承

③ 東村山ふるさと歴史館活動の推進

④ 文化財の保護・活用

⑤ 市史編さん事業の推進

⑥ 遺跡の保全・活用

(3) 市民文化の振興

⑦ 市民文化の振興

・関連団体等と連携しての市民文化の育成

計画の実施状況を評価すると、達成できた事業、または、継続中の事業及び、これから取り組むべき事業に分けられる。

◆達成できた事業、または、継続中の事業としては、人材バンク事業の充実、図書館事業の充実、公民館事業の充実、地域公共施設の活用や学校施設のコミュニティ開放、文化財の保護・保全・活用がある。市史編さんは、終結事業である。

◆今後、取り組みが期待される事業及び課題としては、生涯学習推進組織を設置することや市民の学習機会を拡げ、学習効果を地域に活かせるようにすることである。この課題に応えるためには、地域課題を取り上げた社会教育と関連させた生涯学習体制を確立する必要がある。また、「施策の方向」の「生涯学習推進組織を設置する」ことに関して、「市民の学習機会を拡げ、学習効果を地域に活かせる」体制づくりのため東村山市の生涯学習の推進を司る事務局組織の充実が重要である。

## Ⅱ 生涯学習推進のための組織及び学習内容について

「地域社会の課題」に取り組む社会教育という視点から「生涯学習社会のなかでの社会教育のあり方」を探るため、東村山市の社会教育の変遷を調べた。その変遷の中で、社会教育として大事にしなければならない学習内容、行事等の活動及び組織のあるべき姿を捉えなおすことにした。

### 1 東村山市の社会教育の変遷

#### (1) 昭和20～55年ころの社会教育

東村山青年団が発足、駅伝大会、体育競技会、文化祭、その他の文化的行事が青年団活動として行われた。

##### ① 図書館活動

昭和21年、東村山町立図書館が設立される(昭和31年閉館)。昭和42年、公団住宅久米川団地自治会による、くめがわ電車図書館開設、住民の自主性に基づく活動があった。昭和49年東村山市立中央図書館開館。

##### ② 公民館活動

昭和43年、青年教室を設置し、青年学級が行われた。昭和49年、市民文化祭が行われた。昭和55年、中央公民館が開設。学級、講座数19で活動をスタートした。

公民館が開館するまでの事業は、ほとんどを社会教育課が行っていたが、公民館開設に伴い大部分が公民館に移行した。

#### (2) 東村山青年団体育連絡協議会から野外活動連盟へ

青年団は社会部、体育部、文化部の活動のほか、奉仕活動も活発に行っていたが、都市化に伴い青年団のまとまりが難しくなった。そこで、青年団、東村山青年団体育連絡協議会を吸収したかたちで野外活動連盟が発足した。

#### (3) 1課2館から2課3館へ

社会教育課において、体育行政、図書館活動、文化活動、文化財行政を担っていたが、住民要望が多様化し、組織や業務の見直しが求められた。そこで、体育行政、博物館、文化財行政が社会教育課から分離し別組織として機能するように2課3館構想が具現された。

### 2 変遷を通して見える現在の社会教育が抱えている課題

#### (1) 細分化と分散化

以上のように、東村山市の社会教育は時代の要請に応え、組織の細分化、事業内容の分散化をしてきている。効率的運営をするために細分化・分散化は有効な手段の一つであった。しかし、今日の社会は、様々な分野がクロスオーバーしている。この点から見て、細分化や分散化では、学習内容を含め、時代の要請、住民の要望に応えづらくなっている。

例えば、福祉、環境、国際理解、防犯・災害、子育て等、地域と密接でかつ相



互に関連した課題が考えられる。この課題は、2課3館のみで対応できない状態にある。そこで、2課3館の事業を見直し、必要に応じて事業内容の再編成を考える必要がある。

## (2) 地域文化推進の担い手（地域の中で中核になって活動する組織）

地域の文化活動を活発にするには活動の中核を担っていた青年団のような組織が必要である。地域の中で中核になって活動する組織の育成が重要になる。

青年団に相当する組織としては、例えば、青少年対策地区委員会や体力づくり推進委員会などがあり、青少年の健全育成や市民の健康づくりのため様々な活動を推進している。

それにもかかわらず、地域の教育力の低下が言われている。これは、社会教育が部分として優れていても住民の地域への関心の少なさ等により、地域全体に活動が広がらないことが原因と考えられる。そこで、部分として優れているところを面として広げる必要がある。

ここで、東村山市の「社会教育の変遷」でみられたように、青年団活動が停滞した原因を克服するためには、地縁、血縁で結ばれた地域社会から価値や興味等で結ばれた社会が必要である。即ち、「第4の領域」をどう創るかが課題になる。

そこで、「生涯学習社会のなかでの社会教育のあり方」を探るために『地域課題』が重要な視点になる。

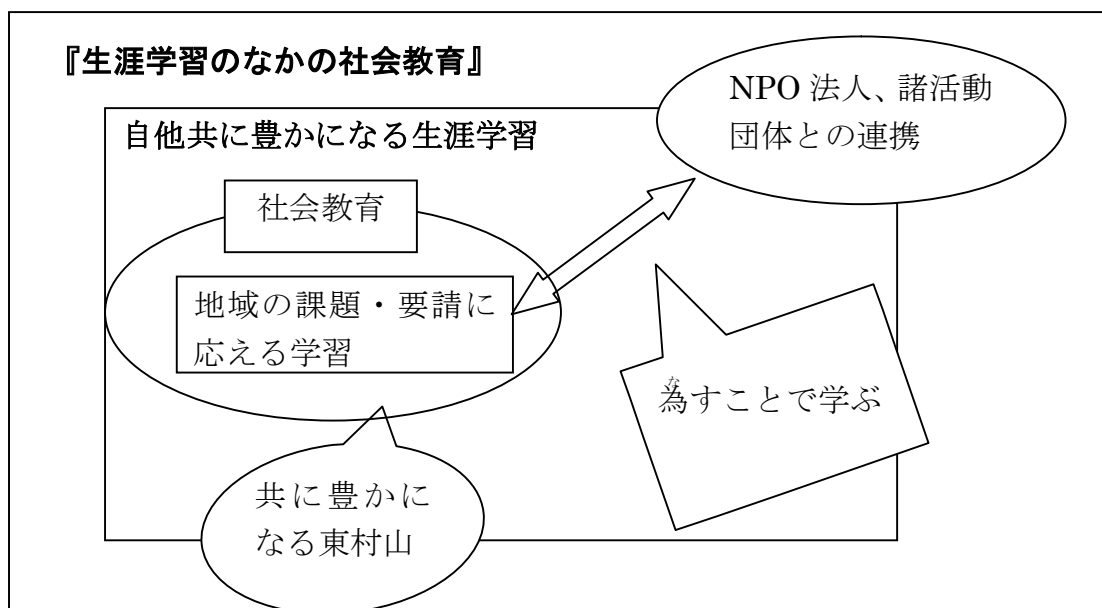
### Ⅲ 『地域課題』に焦点化した生涯学習の推進

生涯学習社会は『いつでも、どこでも、だれでも』学べる社会である。生涯学習を個人レベルで見れば、趣味の探究やリカレント学習等、自己の充実や自己充足としての個人主義的な学習と地域社会の要請に応える社会教育の一環としての学習の2つの形態がある。

ここでは便宜上2形態に分類しているが、両者は相互補完の関係にある。例えば、個人の趣味として、花作りに興味を持ち、探究していた人が、花同好会を組織したり、自分の学習の成果として道路わきに花壇を作ったりした場合、地域課題に応えることになり、社会教育の一翼を担うことになる。このように、個人主義的な生涯学習でも、学習者の視点や視野を広げると後者になり、両者は明確に分けることができない。

#### 1 今後の社会教育の基本的な立場

本提言は、「自他共に豊かになる生涯学習」を志向している。したがって、目指す社会教育は、2形態のなかの「地域社会の要請に応える社会教育」であり、「地域の課題と連動する学習内容」、「地域から学び、地域に還元する」学習形態を志向していくことになる。



#### 2 行政がかかわる生涯学習のなかでの社会教育

現在、東村山市の各部・各課が取り組んでいる生涯学習にかかわる事業を「生涯学習の理念」及び「社会教育の基本的立場」の観点から見直した。その結果、現在行なわれている事業を次の3つに分類し、行政のかかわる程度を明確にし、事業のスリム化を図る必要がある。

- ① 行政が主体となって推進する学習
- ② 地域・NPO・サークル等に学習の推進を委託（行政は支援又は後援）
- ③ 学習者が民間学習機関等を活用し、自主的に学習するもの（行政は関与しない）を社会教育委員会議で検討した結果、おおむね次のような傾向を示した。  
（別表1 P.23）

（1）行政が主体となって推進するもの

行政が主体となって進める事業としては、東村山市の条例・規則等に規定されたものやこれに準拠するもの、または、行政でなければできないもの。

【例】

青少年健全育成事業、家庭教育の手引き書発行事業、青少年指導者養成事業、生涯学習人材バンク、学校施設コミュニティ開放事業、スポーツ指導者の育成、図書資料の貸し出し、図書利用相談、歴史館展示事業、歴史館開放事業、社会教育施設の管理運営（指定管理者の可能性もあり）、等

（2）地域・NPO・サークル等に委託するもの（内容によっては市又は教育委員会と共催）

諸団体が活動推進の中心になっているもの、または、東村山郷土研究会、東村山市文化協会等、運営組織等が確立されており、委託が容易にできると予想されるもの。

【例】

青少年対策地区委員会事業、体力づくり推進事業、市民文化祭事業、各種講座、講演会、映画会、等

（3）自主的学習に委ねるもの

個人の興味・関心に関することや自己の充実に関すること。

【例】

パソコン教室、英会話教室、各種技能の実践セミナー等

### 3 予想される成果

上記のような視点で、現在行なわれている社会教育を見直したとき、予想される成果は次の通りである。

（1）市の社会教育関係所管が行なっている事業の重点化、焦点化がなされる。このことによって、生涯学習推進のために人・もの・金の重点配分ができる。

（2）地域・NPO・サークル等に委託するものが明確になり、NPO・サークル等は、主体的に市民にかかわることができるようになる。このことによって、多様な市民のニーズに応える体制ができやすくなるとともに、NPO・サークル等を核に地域に根ざした市民の学習活動が展開できる。

#### 4 予想される課題

課題として次の諸点が考えられる。

##### (1) 個人的興味関心、趣味の学習と地域（自己充足を目的にした学習）

「個人の興味・関心に関することや自己の充実に関することは、個人の主体的な自主的学習活動の対象とする。」と述べた。しかし、個人的趣味関心を充足する学習内容であっても、地域課題と密接に結びつくもの又は結びつく可能性のあるものは、社会教育の一環として捉えることが肝要になる。

##### (2) 指定管理者制度（学習事業の見直し）

個人的な学習支援の中心になっている公民館の役割について、生涯学習支援センターとしての機能と社会教育機関のどちらの色彩を強く出すか。指定管理者制度も視野に入れ検討しなければならない。

##### (3) 行政の支援体制

行政が支援又は後援する事業としては、青少年の健全育成に関することや図書の貸し出し等がある。ここで地域・NPO・サークル等に学習の推進を委託したとき、行政はどの程度かかわるかという課題がある。

事業によっては、①共催の形を取るもの、②方針、予算の確保は行政が主体になり、事業の運営は、地域・NPO・サークル等にまかせるもの、③運営のすべてをまかせてしまうものがある。委託組織の成熟度によって判断することが大切になる。

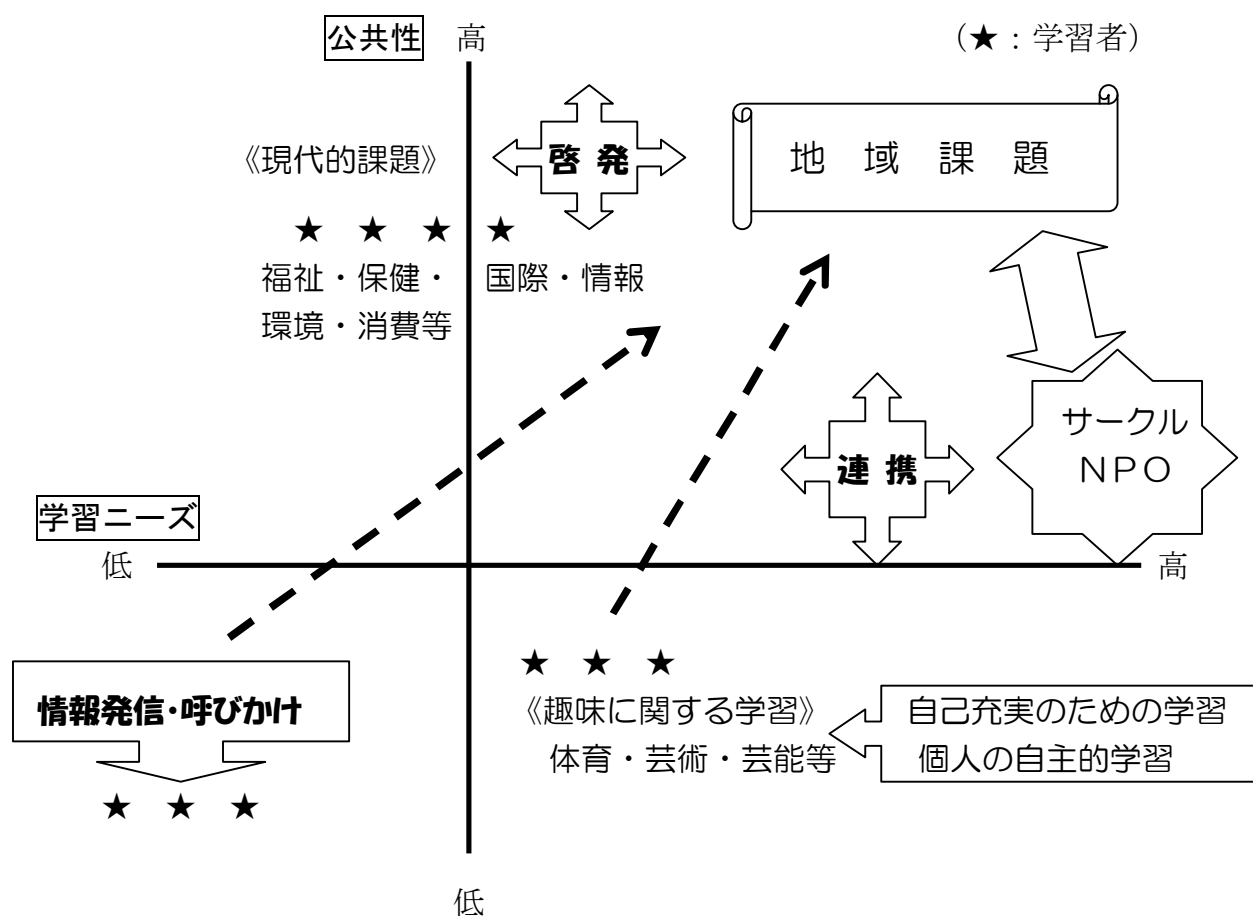
#### IV 地域の要請や課題を解決するための生涯学習と地域課題と関連を図った学習体系

##### 1 地域課題と市民の学習ニーズ

自己充実のための生涯学習が主流になっている今日、市民にとって、地域課題は、下図のように公共性は高いが、学習ニーズが必ずしも高くない傾向にあり、生涯学習の対象になりにくい傾向をもっている。この「地域課題」を次の方策にて公共性と学習ニーズがともに高い状態に高めていくようにする。

- ① 個人の自主的学習のなかで公共性の高いものがある。この分野の学習者をここでいう「地域課題」の学習者へと啓発を図る。
- ② 同様に、現代的課題に興味関心をもっている学習者を「地域課題」に誘い込む。
- ③ 学習ニーズ、公共性が共に低い学習者に対して、情報発信、呼びかけの活動を行い、「地域課題」へ興味関心をもたせるようにする。

「地域課題」の解明を通し、ア．学びながら地域コミュニケーションが形成される、イ．学ぶ仲間が身近にいる、ウ．課題が生活と密接であり、課題解明への必然性を有している等、市民（学習者）及び東村山市にとって有効な学習である。



## 2 当面する地域課題

地域課題は、大まかに、福祉・健康、情報、環境、国際など現代的課題とのかかわりのなかで生じている。このなかで、国際的課題、市民的課題、家庭的課題を取り上げることにした。

その理由は、

- ① 3課題は、地域の課題に直結し、かつ、緊急の課題を内包している。
- ② 3課題は、相互に関連しており、学習課題として横断的に考えることができる。
- ③ 3課題の解決の手法を活用すると、他の現代的課題の解明に拡大できるからである。

### 《国際的課題とのかかわりのなかで生じた地域課題》

#### (1) 地域の国際的課題

現在東村山市には、約 1800 名の外国人が生活している。今後、日本がおかれている内外の状況からして、外国人が増えてくることは必然である。言語・宗教・文化習慣・価値観の異なるこれら外国人と平和に共存し、多文化共生の地域づくりをしていかなければならない。また、在住外国人が東村山市で生活する場合、言葉の問題、住宅の問題、医療・健康の問題、教育の問題、その他年金・結婚離婚・防犯・災害時の対応、起業及び労働環境など問題は山積している。この外国人への支援体制をどうつくるかが課題である。これらの課題を解決するためには、関連する行政の各課の施策の充実が求められる。

他方、外国人が抱えている諸課題は、外国人と共生、共存を願っている東村山市民にとっても重要な社会教育的課題になっている。外国人が抱えている課題は次の通りである。

- ① 言葉の問題
- ② 生活支援の課題（住宅・医療・健康・福祉・結婚・離婚・起業・防災・労働等）
- ③ 外国籍義務教育児童・生徒への教育支援の課題
- ④ 市民交流の課題
- ⑤ 防災の課題（含む、火災・急病時への対応）
- ⑥ 情報伝達の課題

#### (2) 「地域の国際的課題」に対して、社会教育的側面からの対応

- ① 言葉・ルールを軸にした相互理解のための学習機会・場の創出
  - ア．外国人が日本語や社会生活のルールを学ぶ
  - イ．日本人ボランティアへの教授知識と技術の研修（指導者確保・レベルアップ）
  - ウ．外国人講師による日本人への語学教室（講師・場の確保）
  - エ．外国人による市内小中学校 {国際理解教育}（講師の確保）

オ. 外国人による公民館での〔外国事情講座〕（講師の確保）

※相互理解のため日本人と外国人が共に学習できる場を創出する。

② 生活支援（専門職のネットワークづくり）

③ 外国籍児童・生徒への教育支援

※ボランティアの養成講座

※外国人対象の日本のルール学習講座の開設

・先輩外国人住民に相談員になってもらい経験を活用する。

ここで、必要とされる支援対象とボランティアは次の通りである。それぞれの種目のボランティア養成講座を開催する。

・外国語のわかる医者、弁護士、税理士、起業コンサルタント、不動産屋などのネットワーク化のための養成講座

・外国人の就労、就職後社会保険等へ商工会などと連携するための養成講座

・児童生徒対象の「言語支援ボランティア」、「通訳ボランティア」、「学校授業支援ボランティア」の養成講座

④ 情報伝達の方法（広報活動）

・「翻訳ボランティア」による市のホームページに外国人向けのコーナーを作る。

⑤ 市民交流の方法

・当市の色々なイベントや公民館などの催しものへ参加呼びかけ。

【例】

「さくらまつり」、「みどりの祭典」、「市民産業まつり」、「地蔵まつり」、「菖蒲まつり」、「神社の祭り」など。

※外国人が母国文化を紹介したりして、地域住民と交流する場の創出。

【例】

ブラジルのサンバなど各国のお祭りの紹介。

### （3）事業推進のための配慮事項

（2）の事業を推進するためには、中心になる組織（例えば国際交流協会とか国際センターなど）をつくり一定の業務を市が委託する。行政は外国人関連部署を横断的に関連させ、多文化共生の地域づくりの指針・計画を策定し、市内のボランティア組織とのそれぞれの役割分担を明確にさせながら連携・協働の方策を研究する。

## 《市民的課題とのかかわりのなかで生じた地域課題》

### （1）市民的な地域課題

地域が抱える重要な市民課題としては、健全な市民のコミュニティの構築がある。地域社会の中において、人と人の結びつきが弱まり、地域力が低下しつつある現在、「とも学び」の観点からコミュニティ社会の形成を図っていきたい。

課題は次の通りである。

- ① 意識の変革（地域へ関心、愛着を生み出す）
- ② 学びの輪の拡大（個人の興味や必要性から人々や組織との学びへ）
- ③ 学習テーマは「ふるさとを知り愛する心を育む」である。

この学習を通して、「市民の生きがいつくり」、「相互学習による関係づくり」、「学びを通しての人づくり、地域づくり」をしていく。

## （2）「市民的な地域課題」に対して、社会教育的側面からの対応

### ◆個人レベル◆

地域行事への参加を促す。行事案内を配る等、情報を発信する。

個人が生活している地域の活動や行事に目を向け、参加協力する。歴史や文化、風土に触れ、家族や友人、近隣の人々と情報を分かち合い、共通の話題にする。

これらの行動から地域の良さが発見される。さらに、地域の一員としての自覚の喚起、地域への疑問等から、自発的な学習意欲、姿勢が促される。

市民に呼びかける行事等は次の通りである。

- ① 地域行事への参加・・・神社の祭礼を楽しむ、運動会に参加する等
- ② 東村山市の文化に触れる活動

- ・食文化とその背景 東村山は「うどん」が名物なので、たとえば食文化。なぜ、うどんが名物なのだろうと興味や関心があれば、地理、歴史、農業、民俗など複合的に学習することになる。

ここでは、情報発信の主体、情報の内容等が課題になる。この課題解決のためには、次に述べる「地域レベル」、「市レベル」の対応が必要になる。

### ◆地域レベル◆

関係諸団体のネットワーク化と地域内の組織を活性化

地域にはすでに数多くの組織が活動しているが、その機能や実績が地域に活かされているとはいえない。地域を活性化するためには、関係諸団体のネットワーク化と地域内の組織の活性化を次の方策で図る。

- ① 地域の学校を単位として、自治会、老人会等の組織をネットワークする。例えば、「放課後の子ども支援」とのテーマで相互交流を活発にする。集まり、話すことで、地域の課題の情報交換が潤滑にでき、目的に対しての学習内容のメニュー、方法、スタッフなど企画から実行まで活動の協働も可能となる。個々のネットワークが集合化していくとき、改めて東村山の良さが発見でき、他へ発信できるようになる。
- ② 若い世代や移り住んできた人にとって、東村山で生まれ育った人達から昔の暮らしを学ぶことで東村山市の再発見、新発見を生む。一方では未来像を考える動機になる。
- ③ 地域の中で埋もれている人材、ネットワークの掘り出しや、紹介をする。そ



のために、地域のかくれた人材の発掘やそれらに関する情報を集める。

- ④ 地域ネットワークの活用で、地域懇談会や学習成果の発表会、住民意識を高める町自慢大会のようなイベントの開催も実現できる。文化財の伝承も地域レベルから取り組み、豊かな伝統文化の存在を発信し、触れる機会を数多く設ける。

#### ◆市レベル◆

##### 学習環境の整備、改善と地域をつなげるネットワーク化

東村山市に「ふるさと意識」を育てるための行動は何か、一方通行ではなく、タウンミーティングや児童生徒との意見交換なども参考にして、方針、具体策をわかりやすく示し、参加しやすく、市民のニーズに応える学習体系を創り具現化する。そのために、行政が主体となる事業の見直し、組織の柔軟性、スリム化、設備等環境の整備が必要になる。

- ① 行政、学校、地域、NPOなどの諸団体をつなぐネットワークの中心となる事務局を設置し、人材、ハード、ソフト、情報、広報などを多元的にコーディネートする。
- ② 広報活動を地域の中で企画したりして、市民が学習に取り組むきっかけづくりをする。ふるさと歴史館、公民館の催しを知らせたり、学校と提携したりすることで広報内容を充実する。

#### (3) 社会教育を推進する民間の推進者育成

##### ※東村山市民大学を開設する。

以上述べてきた、「個人レベル」の情報発信の主体者、「地域レベル」のネットワークの事務局及びコーディネーターの養成等、人材を育成していく必要がある。

その機関として、東村山市民大学を開設する。この大学の講師は、市民から公募する。講座の内容は「地域課題」（国際、地域、家庭を中心にした福祉、環境等現代的課題）にかかわることである。目的は、これらの領域の学習を通して、地域の社会教育を推進する中核者を育てることである。

#### (4) 事業推進のための配慮事項

焦点化した地域課題を地域ぐるみで学習する場を通し、コミュニティが生まれ、人々は地域の課題へ自主的に取り組むことで、市民として成長することが期待される。学ぶ立場から、学びを提供する人材にもなり、運営ボランティアや、市に学習企画を提案するなど可能性は広がる。学習はテーマ以外のところでも学習効果をもたらす。学習環境は柔軟に対応できるようなものでありたい。

#### 《家庭的課題とのかかわりのなかで生じた地域課題》

## (1) 地域における家庭的課題

新しい教育基本法に「家庭教育」の規定が新設された。この背景には、子どもたちの規範意識の低下や生活習慣の乱れ、またしつけや子どもの教育に無関心な親の増加などがあり、国をあげて家庭教育の向上を図ろうとしている。子どもや親の上記の状態は、東村山市においても例外でない。今後の社会教育において「家庭教育」への支援は重要な課題になる。

また、核家族など家庭は地域の中で孤立化している。家庭内においても構成員一人ひとは孤立化の傾向にある。

コミュニティ形成の基本単位である家庭がこのような状態では、地域にコミュニティを形成するのは至難の業である。そこで、地域にコミュニティを形成する基本単位である「家族」という視点から家庭的課題を捉えていくことにする。

具体的には、毎月第2日曜日に定められている「家庭の日」の充実を図り、家庭のなかでのコミュニケーションを活発にする。そして、家庭の輪を広げながら地域にコミュニティを形成する。

### 【東村山市の家庭の日】

東村山市の「家庭の日」のスローガンは

♡ 家庭の日	会話がはずむ	楽しい我が家
♡ ささえ合う	ぼくも私も	家族の一員
♡ ふれ合いで	心をむすぶ	家庭の日

である。

東村山市では、昭和42年「家庭の日」を制定した。現在、家庭の日への理解を深めるための啓発活動として、「スローガンの提示」、「のぼり旗の掲出」、「ポケットティッシュの配布」、「チラシの配布」を行っている。

しかし、制定後40年間たっても、この運動が各家庭に十分浸透、普及していない現実がある。その原因と対策を探ることが重要になる。

### ◆浸透・普及しない原因と対策◆

①「家庭の日」運動への参加呼びかけは、抽象的であり、何をどうしたらよいか具体的提言になっていない。

②「家庭の日」は、家庭内コミュニケーションの重視等、各家庭に重点が置かれている。

家庭と家庭のつながり、家庭と地域とのかかわりの視点が不足している。したがって、運動が限定的になっている。家庭が地域とかかわることによって、開かれた家庭が生まれ、家族として機能が充実する。

③「家庭の日」運動推進母体は、青少年問題協議会であり、社会教育課が事務局になっている。イベントが中心になり、推進のためのソフトの面が弱い。

そこで、「家庭の日」が各家庭に浸透し、成果を挙げるためには、次の視点から対策を立てることが大切であると考えます。

- 1) 「家庭の日」の理解のための啓発
- 2) 「家庭の日」の活用
- 3) 家庭と地域を結ぶ

## (2) 「家庭的課題」に対して、社会教育的側面からの対応

家庭が抱える課題は、千差万別である。そのなかで、次の諸点は各家庭に共通している課題である。また、先進的に取り組んでいる地域の事業内容を参考にし、より質的充実を図ることが大切である。

### ◆共通課題◆

- 親子の対話を活発にする
- 家庭教育の充実（親子の絆を強める）
- 子どもに「3つの間」（時間、遊び空間、仲間）を確保する

### ◆家庭・（個人）レベル◆

「家庭の日」の理解を深めるための啓発例

#### \* 「一家庭一絆運動」の推進（宇都宮市）

家族がともに一日を過ごし、会話が豊かになり、親子の絆が強まるための運動で、各家庭がある期間どのようなことに家族全員で取り組むか一つ決める。

#### 【例】

- ・ 家族で食事や家事をする
- ・ 家族で散歩する
- ・ 家族でスポーツする
- ・ 家族で買い物をする
- ・ 家族で地域活動に参加する

#### \* 「月別推進テーマと家族ふれ合い事例」を紹介（福井県）

【例】 1月 「我が家の一年の計画を立てる」「我が家のルールを考えよう」

2月 「我が家の歴史を語り合う、寒さに負けない体力を作ろう」

4月 「木や草花を大切にし、美しい花を咲かせよう」

5月 「野や山にでかけ美しい自然に親しもう」 等

地域や日本の行事等と関連させ、テーマを提唱している。このテーマを参考に家庭で話し合い、家族で行動するように啓発している。

### ◆地域レベル◆

地域に開かれた家庭、家庭を支援する地域

- 地域交流（地域の出番）

青少年の育成は、家庭、学校、地域が相互に連携協力し合っこそ初めて成果があがる。ともすれば、青少年の健全育成は、企画段階から大人中心の活動になりがちである。当事者である青少年を参画させ、自ら考え、計画、実行し、その結果に責任を負う体験をもたせ、青少年に自信を与え、成長させるようにする。

この他、地域で次の活動が考えられる。

- 「あいさつ運動」の奨励
- 「地域の清掃」運動
- 青少年地域ボランティアバンクの創設
- 地域での養育機能や相互扶助機能等の充実
  - ・核家族の親が子育てや教育に困ったとき、教えてくれる地域のおじさん、おばさん制度の創出

#### ◆市レベル◆

ここでは、2つの課題への対応が必要である。1つは、「家庭の日」を中心とした家庭教育の充実であり、もう1つは、放課後子ども教室事業のように外から持ち込まれてきた課題への対応である。

- ①「家庭の日」を中心とした家庭教育の充実
  - ・各家庭に「家庭の日」が浸透するためには、現在市がおこなっている行事のなかで、家庭と関連する行事は、「家庭の日」を啓発するよう依頼する。
  - ・東村山商工会等、商店街に対して「家族優待制度」等の協力を依頼する。
  - ・子ども絵画展、作文コンクール、親子写真展等を開く。
- ② 放課後子ども教室事業
  - ・放課後子ども教室事業に関しては、学習等目的を明確にする。
  - ・保険等の対策をたてる。
  - ・指導者等、人材育成の講座を開き、質の高い魅力的なものにする。

#### (3) 事業推進のための配慮事項

##### ○世代交代（活力ある生きた組織に）

委員の高齢化やあて職の問題は、多くの活動団体組織が抱える共通の課題である。各ジャンルから人材を注入することや若い世代を委員に入れるなどして各委員会委員の構成母体を整備する。高齢者には、その経験や人脈を生かし条件整備役に回ってもらい、若い世代が活動する後押しをしてもらう。

##### ○リーダーの育成（青少年対策地区委員会等）

各地域で活動している若い力を育成するため、社会教育課で実施されている指導者養成講座等への参加を広く募集する。例えば、ヤングリーダーの育成では、市内にある高校に呼びかけ、高校生を対象にした講習会を開く。

##### ○地域を拠点にしたサークル活動の推進

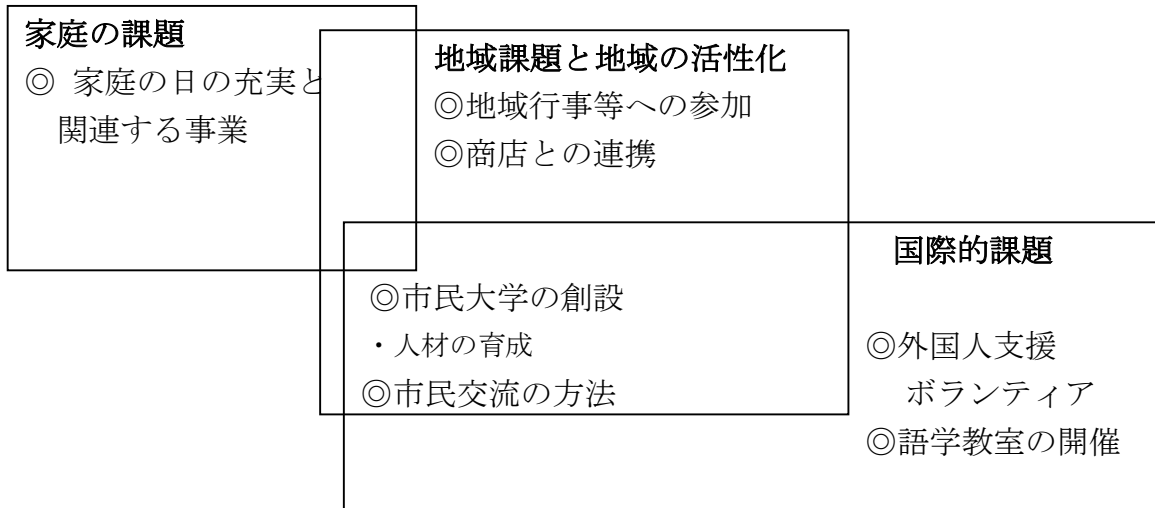
「ふれあいセンター」等を活用し、青少年が健全に活動でき、交流できる場を

整備する。

世田谷区では、フリースクールを実施し、児童生徒との異年齢交流活動を推進している。

また、地域にあるサークル、NPO団体に補助金を出し、講座を開催してもらう。これは、行政のスリム化、サークル、NPO団体の充実、学習者に対して多様な学習内容の提供につながる。

### 《家庭・地域・国際を加味した地域課題》



① 家庭、地域、国際それぞれの課題に対する社会教育的対応をまとめると上図のようになる。家庭が地域にどうかかわるか（地域に開かれた家庭）地域が家庭にどう協働の手を伸ばすことができるか（家庭を支援する地域）が課題になり、また地域では、ボランティア育成のため市民大学等、人材養成機関を創設し、地域活動の中核的推進者を育成することが課題になる。

② 団塊世代の地域デビューへの足がかりとする。

団塊の世代が間もなく大量に定年を迎える。彼らの力を国際的課題、市民的課題、家庭の課題等諸課題解決のサポート役として引き出すことで、彼らが地域活動に入るきっかけづくりにする。

## V 今後の社会教育の方向性

現在、多くの自治体では、社会教育課を廃止し生涯学習課に組織編制するなど、社会教育の位置づけは混乱している。それに対し、本提言では、社会教育は、社会教育本来の役割があり、社会教育を大事にしたいという立場に立っている。

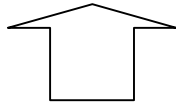
その理由は次の通りである。

- ① 「生涯学習と社会教育に関する基本的考え」で、生涯学習は、学びについての理念であり、時間軸に基づく概念である。これに対し、社会教育は営為的、実践的な教育の領域に基づく概念であると述べた。したがって、学校教育以外の教育を社会教育が焦点化し、実践的に推進していくことが重要になる。学校教育と社会教育の役割の明確化ができる。
- ② 生涯学習体制は、学校教育、社会教育、家庭教育等を包含している。したがって、社会教育課を廃止し生涯学習課に組織編制したところでは、生涯学習課に学校教育を含ませなければならない。これは、学校教育、社会教育、家庭教育等すべてを取り込むカリキュラムの編成からみて不可能である。学校教育と社会教育の役割を分担している東村山市の現行体制が現実的である。
- ③ 社会教育は地域を中心とした相互学習を基本にしている教育事業である。したがって、本提言で述べたように「地域社会からの要請、課題」に応える学習活動を組織し、計画・実践・評価することが趣旨に沿っている。これを組織化し、実践的学習に高める役割を社会教育関係所管が担うことが必要である。
- ④ 今後、社会教育の分野で、家庭教育と地域社会の教育の融合が重視され、開かれた家庭づくりを推進する家庭教育を目指すことになる。社会教育所管は、現行のイベント推進等ハード面の仕事内容から、新しい社会教育の創出等、ソフト面を重視した事業へと仕事内容を変えていくことが重要になる。
- ⑤ 現代的課題（国際化、情報化、福祉・健康、環境等）に対応する社会教育が必要である。対応の基本は「学習すること」である。また、対応への体制づくりは地域の連携等を生み出し、地域を活性化する。

以上の観点に立ち、今後の社会教育所管が取り組んでいく課題をまとめると次頁のようになる。

## 生涯学習社会の構築（学習を通して自他共に豊かになる社会）

生涯の何時でも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価され、かつ、学習の成果を自己及び地域のために還元できる社会

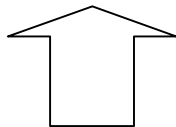


### ○社会教育所管の仕事・・・・・・・・・・調査研究とソフト面の充実

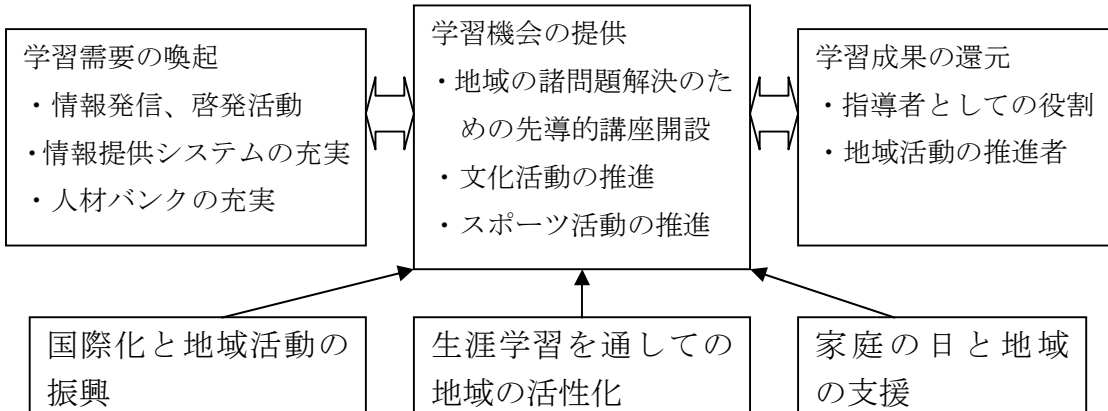
#### 学習機会の拡充・整備

（本提言内容を基に生涯学習の量的拡大・質的拡大を図る）

- ・ 関連施策の総合的把握
- ・ NPO等、関連機関の調査研究
- ・ 学習相談機能の充実
- ・ 東村山市民大学の創設
- ・ 学習需要の調査研究
- ・ 地域の諸機関と連携した学習方法の開発



#### 社会教育の振興



上図でのキーワードは、社会教育振興で、学習需要の喚起、学習機会の提供、学習成果の還元体制をつくること、社会教育関係所管の仕事では、調査研究とソフト面の仕事を充実させ、学習機会の拡充・整備（本提言内容を基に生涯学習の量的拡大・質的拡大）を図ることである。このことによって、東村山市が学習を通して自他共に豊かになると考えることができる。

## VI 社会教育関係にかかわる行政の望ましい組織のあり方

「市民の学習機会を拡げ、学習効果を地域に活かせる」体制づくりのためには、東村山市の生涯学習の推進をつかさどる組織が必要である。

- (1) 「社会教育の変遷」では、東村山市の社会教育が、「細分化、分散化」の方途をとり、その弊害について考察した。ここでは、生涯学習を総合的、体系的に推進する学習内容、組織体制の確立が課題になってくる。

組織体制では、現行の仕事内容をスリム化する。スリム化の視点は、ソフト的な仕事かハード的な仕事で判断し、ハードの仕事は、主催者団体にまかせるようにする。

また、東村山市の社会教育機関・施設が連携するため、社会教育委員会議、図書館協議会、公民館運営審議会の再編成を検討する。

- (2) 社会教育を効果的に推進するために、学習に関連する NPO、既存の委員会、各種研究会を活用する。組織の立ち上げ等、学習する組織が軌道に乗るまで行政が事務局としてコーディネーター役を果たす。
- (3) 東村山市の社会教育充実及び学習機会の拡充・整備を図るため、調査・研究機能をもった組織を置く。
- (4) 今後、家庭教育の充実が予想される。放課後子ども教室事業等を円滑に進めるために、事務局としても学校に過重な負担をかけない人的態勢が必要である。
- (5) 人材養成のための講座又は市民大学を開設する。この準備のため事務局員の充実が求められる。

以上、今後の社会教育の方向性及び上記(1)～(5)の事業を推進するためには、現行の社会教育所管の再編と職員の適正配置を検討する必要がある。



主たる社会教育事業とその実施者

(別表1)

		事業名	行政が主体となり推進する学習	地域・NPO・サークル等に委託	民間学習期間 (自主的学習)
子どもが明日にはばたくまち	青少年の健全育成	社会を明るくする運動		○	
		中学生の主張大会	○		
		青少年善行表彰	○		
		青少年指導者養成講座		○	
		青少年対策委員会活動	○	○	
		青少年活動施設整備事業	○ (※1)		
		青少年交流活動	○		
		少年教育活動(夏休みの公民館活動)	○		
生涯学び続けられるまち	学習推進体制の整備	パソコン・ワープロ教室		○	○
		各種技能の実践セミナーの紹介		○	○
		公民館施設貸出し	○ (※1)		
		市民講座		○	○
		シニア学級		○	○
		青年セミナー		○	○
		単発講座		○	○
		タイムリー講座		○	○
		生涯学習人材バンク事業	○		
		学校施設コミュニティ開放事業		○	
		学校施設コミュニティプール開放事業		○	
		学校施設コミュニティ開放施設整備事業	○		
		図書資料の貸出し	○	○	
		講演会		○	
		お話会		○	
		テーマ展示、新刊本の紹介、図書リストの発行、図書の団体貸出し、小学校への学級訪問、学級文庫への図書貸出し、1年生読み聞かせ用図書貸出し、3年生図書館見学、夜間開館、図書の施設貸出し、対面朗読事業、図書の郵送貸出し	○		
視聴覚資料貸出し	○	○			

※1 指定管理者制度の導入も要検討

市民文化を育むまち	歴史と文化の振興	歴史館展示事業	○		
		史跡めぐり		○	
		歴史の散歩道		○	
		手もみ茶づくり		○	
		まゆ玉づくり		○	
		郷土食づくり		○	
		歴史館こどもクラブ	○		
		古文書講座		○	
		しめ縄づくり		○	
		東村山市市民文化祭		○	

東村山市社会教育委員会議審議経過

回	開催日	議 題 及 び 協 議 内 容
第 1 回	H17. 8.24	○ 委嘱状の交付 ○ 議長・副議長の選出 ○ 全国・関東研究大会について
第 2 回	H17. 9.27	○ 今期社会教育委員の研究テーマについて ○ 第 4 ブロック研修会について
第 3 回	H17.10.17	○ 今期社会教育委員の研究テーマについて ○ 青少年団体補助金について ○ 平成 1 8 年度予算について
第 4 回	H17.11.22	○ 今期社会教育委員の研究テーマについて ○ 社会教育委員会議研修会について
第 5 回	H17.12.15	○ 今期社会教育委員の研究テーマについて ○ 社会教育委員会議研修会について ○ H17 都市社連協交流大会について
第 6 回	H18. 1.24	○ 社会教育委員会議研修会 講演 辻 浩 氏 日本社会事業大学社会福祉学部教授
第 7 回	H18. 2.16	○ 今期社会教育委員の研究テーマについて ○ 「東村山市社会教育の変遷」について
第 8 回	H18. 3.22	○ 今期社会教育委員の研究テーマについて ○ 平成 1 8 年度予算について ○ H18 都市社連協定期総会について ○ 社会教育委員の辞任について
第 9 回	H18. 4.11	○ 今期社会教育委員の研究テーマについて
第 10 回	H18. 5.11	○ 今期社会教育委員の研究テーマについて ○ 社会教育委員の就任について ○ 第 4 ブロック研修会（幹事市）開催について
第 11 回	H18. 6.15	○ 今期社会教育委員の研究テーマについて ○ 社）全国社会教育委員連合会表彰者推薦について ○ H18 関東甲信越静社会教育研究大会について
第 12 回	H18. 7.10	○ 今期社会教育委員の研究テーマについて ○ 第 4 ブロック研修会（幹事市）開催について
第 13 回	H18. 8.31	○ 今期社会教育委員の研究テーマについて ○ H18 全国研究大会について

東村山市社会教育委員会議審議経過

回	開催日	議題及び協議内容
第14回	H18. 9.21	○ 今期社会教育委員の研究テーマについて 委員提出レポートについて
第15回	H18.10.24	○ 今期社会教育委員の研究テーマについて 分科会テーマについて
第16回	H18.11.24	○ 今期社会教育委員の研究テーマについて 分科会テーマについて
第17回	H18.12.11	○ 今期社会教育委員の研究テーマについて 分科会テーマについて
第18回	H19. 1.18	○ 今期社会教育委員の研究テーマについて 第1次案報告・分科会のまとめ
第19回	H19. 2.19	○ 今期社会教育委員の研究テーマについて 分科会レポート報告 ○ 平成19年度予算について
第20回	H19. 3.23	○ 今期社会教育委員の研究テーマについて 第2次案校正作業 ○ H19 都市社連協定期総会について ○ 社会教育委員の辞任について
第21回	H19. 4.19	○ H19 年度社会教育関係団体補助金について ○ 今期社会教育委員の研究テーマについて 第2回校正作業
第22回	H19. 5.22	○ 社会教育委員の就任について ○ 今期社会教育委員の研究テーマについて 第3回校正作業
第23回	H19. 6.18	○ 今期社会教育委員の研究テーマについて 第4回校正作業 ○ 第17期社会教育委員について
第24回	H19. 7. 6	○ 提言

## 第16期東村山市社会教育委員会議委員名簿

(順不同、敬称略)

役 職	氏 名
議 長	本 間 光 昭
副 議 長	川 村 弘 史
委 員	江 藤 佳 子
委 員	小 山 栄 子
委 員	志 村 正 弘
委 員	下 川 恵美子
委 員	高 瀬 清 伸
委 員	土 田 士 朗
委 員	森 芳 枝
委 員 (平成18年3月退任)	大 井 芳 文
委 員 (平成18年5月就任 平成19年3月退任)	奈 良 吉 彦
委 員 (平成19年5月就任)	橋 本 光 生

任期 平成17年8月1日～平成19年7月31日